

嘱託職員（生活困窮者自立相談支援事業相談支援員）の募集について

応募資格

生活困窮者相談支援事業に関心があり、社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事のいずれかの資格があるか、相談支援業務の経験が2年以上ある方。

パソコン（ワード・エクセル等）基本操作が可能な方、自転車に乗れる方

応募方法

下記「問い合わせ先」まで事前連絡のうえ、履歴書（写真添付）、職務経歴書を、郵送または持参

給与

月額 219,300円～249,600円

賞与 あり

他に、通勤手当（月額限度額55,000円）を支給

社会保険

健康保険、厚生年金保険

労働保険

雇用保険、労災保険

勤務場所

大阪市北区扇町2-1-27

北区役所内

業務内容

- ・生活困窮者にかかわる相談支援（訪問含む）
- ・支援にかかわるアセスメント、プランの作成
- ・関係機関との連絡調整
- ・相談記録の入力・管理
- ・その他、業務に必要な記録・資料等の作成事務

募集人数

1名

雇用期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

※雇用開始時期については応相談

※試用期間3ヵ月、契約更新の可能性あり

勤務日

週 5 日

勤務時間

9時～17時30分 ※休憩時間は45分

休日

土・日曜日、祝日
年末年始（12／29～1／3）

年次有給休暇

採用から2ヵ月経過後に付与

選考方法

書類選考後、面接を実施

お問い合わせ先

大阪市北区社会福祉協議会
〒530-0026
大阪市北区神山町15番11号
担当 安井
電話 06-6313-5566